

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>



支援する会の判決前の追いこみ署名(2011.11.6 赤旗まつり会場・大高緑地公園にて)

健康センターのこれからを語る

= 高木理事長を囲んで =

11月5日、就任されて5年目の高木弘己理事長と事務局員メンバーが「働く人をめぐる情勢と課題」をテーマに懇談会を開催。話題は人間らしく働くために「いま、そしてこれから愛知健康センターの活動はどうあるべきか」を中心に語りあいました。

国民の意識改革が前進

3月11日の東日本大震災と福島原発事故で、日本人の生活と意識が変わった、と言われています。

この変革の時代に、健康センターの活動

を通して労働の安全と衛生が確保され、働きがいのある仕事（ディーセントワーク）が大切にされる経済社会に踏み出す契機にしたい。

医療の最前線で感じること

いつの時代でも高齢者の患者は多いのが普通です。生活力が乏しくなる高齢者が負担しきれないほど医療費の負担が重くなっていることが問題です。医学も進歩してよい治療ができる。よい薬もできてきた。でも、格差社会ですべての患者に最善の治療ができると言えないのがつ

らいところです。

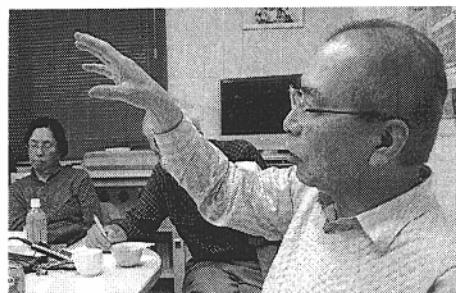
ぜん息も軽快する良い薬がある。これが 1 本 7 万円もする。週 1 本使って、月に 30 万円もの負担ができる人はなかなかいません。

格差社会の中で、いのちの平等をどう実践するか、医者の悩みも大きいです。

非正規労働者と健康問題

現代の労働実態が、「蟹工船で描かれた奴隷的な労働とたいしたちがいはない」という新鮮な発見から 2 年。問題ははっきりしているのに、対策が遅れている。生活保護受給者は、95 年から増え続けていま、205 万人になったと報じている。格差の拡大と貧困家庭の増加が目立って

いる。非正規には十分な健康と安全な労働の保障もありません。



教育もおかしくなっていますか

小学生から塾に通うのがあたりまえの風景になってきた。夢を語るに「将来は正社員」と答える小学生、親も必死です。学校の先生もたいへんです。部活などを含めて、毎月 100 時間をこえるような残業もあたりまえで、先生に休職者が多くなっているのもうなずける。その多くがメンタルです。

スウェーデンは、児童虐待のない国とテレビが

紹介していた。入学試験がない。成績評価のための試験もないという。クラスの生徒数が少なく、行き届いた教育が行われる。教師が一人ひとりの生徒の到達がよく分かり、テストの必要もない。競争社会に早くから投げ込まれる日本の制度と大きな違いがある。この国では、国を挙げて、企業の国際競争力のランクアップに熱心しています。

メンタルヘルスにどう取り組んでいるか



うつ病による経済的損失に注目されるようになり、ようやく企業もメンタルの対応に取り組み始めた。病院に医者、看護師が少なくなればメンタル対応も不十分になり、病院経営が成り立たない。

医者や看護師は、ミスが許されない職場です。多忙である上に患者の要求も高い。待遇とのギャップも大きすぎます。

原発ゼロの世論の高まりがあります。廃止をどうすすめるのか。

健康センターの問題意識はふたつです。放射性物質から国民の健康を守るためにどんな活動ができるか。また、行政にも積極的な対応を求めるよう提言する機会がでてくるでしょう。しかし、いま一番の関心事は、原発労働者の健康と安全です。非正規の労働者が使い捨てのよう

に危険な作業に従事していると聞く。正規社員も非正規社員も同じように安全が確保されなければなりません。

同一労働・同一賃金の原則もほんとうに実現できるきっかけにしたいですね。

(まとめ編集 事務局員 今枝 正昭)

ジェイテクト田中裁判の解決

弁護士 中谷雄二

1 和解交渉では、まず復職を目指して交渉をしたが、会社からは復職和解はできないと拒否回答された。会社の拒否理由は復職後、以前と同様に病気が再発して、休職するようなこととなれば、再度、争いが再燃するという点にあった。そこで、一年程度の試用期間を設け、その間に客観的に争いのない欠勤何日という条件を決めて、それをクリアできなければ、再採用しないという条件の再雇用を提案した。

裁判官（田近裁判官）の粘り強い説得もあり、会社側はこの提案を持ち帰って検討したが、結局、2回に及ぶ交渉の結果、復職について会社側が拒否した。

2 裁判官からは会社の退職までの手続には問題があり、最初から退職を前提にしていた点に会社の落ち度があるという心証の開示があった。それを前提として和解交渉に入り、遂に和解が成立した。

この和解の水準は、多くのうつ病により休職し、復職を希望していながら退職を余儀なくされた多くの労働者を勇気づけるものと評価できる。

3 うつ病に罹患した後の労働者の復職については、厚生労働省が復職に向けてのプログラムを作成したり、就労支援のシステムを作ったりと積極的になっている中、企業は表向きの積極姿勢とは裏腹に消極的な姿勢に後退している。休職期間満了後、復職を認めず訴訟となるケースも増えているが、あきらめている労働者が大量に存在すると思われる。そのような労働者にあきらめず闘うことによって前進できる可能性があることを田中裁判は示している。

会社から退職を迫られている多くの労働者が存在する。この裁判は、そのような場合でも、直ちにあきらめることなく会社の対応に問題があった場合にその責任を追及する裁判の可能性があることを示したところに意義がある。

支援していただいた皆様へ

JTEKT不当解雇撤回裁判原告 田中 光太郎



私の裁判は10月5日をもちまして和解解決しました。私の復職は実現せず、御支援頂いている皆様の期待に完全には応えられない結果になってしまいました。しかし裁判の結果は得られたと思っています。ここまでたどり着けたのも皆様の日頃の温かい御支援があったからです。本当にありがとうございました。

私は色々な意味で大きな目標は達成できなかったと思っています。一つは復職可との診断書が出ているにも拘らず、職場復帰が出来ない場合もあるという事例を作ってしまったからです。現在、企業や一部の医療機関で高いハードルを設けて職場復帰を難しくするということが平然と行われています。しかし、それは精神疾患患者にとっては物凄く辛いことです。私はその流れを食い止めたかったのです。しかしそれは出来ませんでした。

もう一つは、私が罹患しているうつ病についてです。私は「新型うつ」と言われているものに症状がよく似ています。仕事がある日に限って気分が落ち込み、仕事がない日は順調になるといったものです。これだけ見れば、ただの甘えだと思われるのが当然だと思います。ところが、そんな状態が数週間続き、更にはうつ病の代表的症状である不眠の症状が出てきます。自分ではどうしようもありません。それでも甘えだという認識を持たれている方が多いのが現状なのです。

私はこの裁判を通じて、言葉で言い表せない大きなものを得たと思っています。自分の生活を作り直す事を中心において、今後もATU、ATU市民の会に何らかの形で関わっていきたいし、同じく裁判を闘っている人たちへの支援を続けていきたいと思っています。



アスベスト被害、相談者が増加

建交労愛知県本部副委員長 石村 ひろ江

建交労では常時、健康相談に応じていますが、最近、アスベスト被害の相談者が増加しています。以前は、建設労働者が多かったのが、トラック運転手・解体業・産廃処理運搬（ダンプ運転手）・鉄工所・窯業・配管工事・溶接工など、様々な職種の方から相談が寄せられています。

相談を受けたとき、先ずしっかり職歴・曝露歴を聞き出し、労働者性をはっきりさせます。ところが曝露して20～40年もしてから発症するため、本人の記憶が曖昧だったり、会社が廃業していたり同僚がいなかったりと非常に苦労するところです。

この夏、相談を受けた元トラック運転手は、アスベスト製造工場に毎日通って倉庫で荷物を積み込み、在庫がない時は製造現場に入り、直接荷物を積む作業を3年余りしていて曝露しました。また、陶器工場で働き、じん肺に罹患して労災認定された人は、中皮腫で亡くなりました。窯の入口に断熱材としてアスベストが使用されていて曝露していたのです。

長年、アーク溶接を行ってきた労働者は、アスベストのマットを製品の下に敷き、コンクリート床や他の製品を保護しながら仕事をしてきましたが、「その当時、アスベストが危険なものだとは知りませんでした」と述べています。

職歴調査は、まるで相談者の人生模様を聞くが如く、細かなことまでしつこく聞き出しますが、ここをはっきりさせないと前に進めません。

しかし、労災保険に加入していなかったり、労働者でないことにすれば数ある労働法を守らなくてすむため、委託契約を結んだりして、「名ばかり事業主」にし、労働者扱いをしない経営者もあります。

4月12日に最高裁は、合唱団員と住宅設

備機器メーカー・INAX製品修理業務を請け負う人達にも、労働者であるという判決を出しています。

9月に入って、厚生労働省は、業務委託や請負などで働く人が労働組合法上の「労働者」に該当するか否かの判断基準を初めて示しました。この中で、労働者性を判断する基本要素として、3項目を提示しています。3項目の一部が満たされなくても「直ちに労働者性が否定されない」と強調し、判断にあたっては契約の「形式」ではなく、当事者の認識や契約の実態の運用、就労状況など「実態」を重視するよう強調しています。

職歴調査を進める一方で、病院での検査結果を待ちますが、昨年からの診断書の中に「喫煙歴」を記入する欄が設けられるなど様式が変更されました。そのため石綿肺を慢性間質性肺炎として、その原因は喫煙の関与が示唆されるとして、否定する流れが表面化してきたのです。九州では、石綿曝露に多発している「肺癌」は、喫煙を理由に切り捨てられ、次々と裁判に訴えています。「喫煙歴」欄のために混乱が起きています。私たちは「喫煙歴」欄の削除を求めています。救済には多くの壁が立ち、はだかり、一人救済するにも多くの労力と時間がかかりますが、被害にあった人の苦しみを考えると、これからも粘り強く活動が続けていかねばと思います。



建交労愛知分会の健康相談会

三井金属神岡じん肺訴訟

三井金属神岡じん肺訴訟
事務局長 兼山 美奈子



神岡鉱山は、岐阜県飛騨市にあります。近代化を邁進する日本の亜鉛や鉛などの安定供給に貢献してきました。総生産量は7500万トン、坑道の総延長は1,000キロメートルにも及ぶと言われるなど、東洋一の鉱山として栄えました。

その繁栄を支えた坑内作業は、掘削、発破、採鉱などあらゆる作業で大量の粉じんを発生させました。神岡鉱山では、その粉じん対策として強制換気を行うことはほとんどありませんでした。外気温と坑内の温度差を利用する自然換気に任されていたのです。極めて閉鎖的な坑内で、大量の粉じんが飛散するなか、生産性の向上や利潤だけを追求し、適切な粉じん防止対策をおこなわないまま労働者を働かせ続けたのです。その結果、多くの労働者がじん肺に罹患し、悲惨な療養生活を余儀なくされています。

わたしたちは、かけがいのない命・健康を損なったことの謝罪と償いを求めて2009年5月、岐阜地裁に30名の仲間が提訴しました。翌年9月には16名が新たに提訴するなど被害は拡大しています。これまでに9回の口頭弁論が行われました。会社は、『自然通気により十分な通気、労働現場には粉じんはほとんどなかった』などと事実を全

く無視した発言を繰り返しています。その上『じん肺といえない原告もいる』として行政がじん肺罹患を認定したことを認めずじん肺被害を真っ向から否定する発言を行っています。裁判所にレントゲン等の提出を求め、裁判所はその主張を認め医療機関はそれらを提出しました。徒に訴訟を長引かせ、その結果、病床で会社の謝罪を待ち望みながら2名の原告がじん肺で亡くなりました。会社のこのような対応は許すことができません。

三井金属鉱業を社会的に包囲し謝らせるためにわたしたちは、さまざまな運動を展開してきました。会社に早期解決を求める署名は90,000筆を超えました。10月10日には、なくせじん肺全国キャラバンの一環として、神岡町で市民集会を開催しました。約270人が参加しました。企業城下町と言われる神岡町で、来賓として飛騨市から総務部長、飛騨市議会議長も出席するなど地元でもじん肺根絶の世論が高まっています。東京集結行動では、会社に抗議要請を行いました。2名の遺影を掲げ早期解決を強く求めました。

私たちは、会社に謝らせ、償わせるまで全力で闘います。今後ともご支援をお願いします。



2011産業保健フォーラムin愛知に参加して

◆荒木 照世 (愛知センター事務局)



10月21日、中区役所ホールにおいて愛知労働局等の主催による「産業保健フォーラム」に参加した。健康センターからは6人で参加した。会場内は各事業所から労安関係者が業務として来ているようで盛況だった。

この催しは、第62回全国労働衛生週間の一環として開かれた。今年度のスローガンは、「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」とあるようにここ数年来、社会や職場においてメンタルヘルスの問題が多発している状況がある。13年連続して全国で3万人を超える自殺者が発生。その内、約3割が被雇用者だ。名古屋市では、毎年400人台を推移している。男性7割、女性3割で働き盛りの40代が多い。(講義3名古屋市における自殺の実態より) 仕事で不安やストレスを感じる労働者の割合も6割、メンタルヘルス上の理由で連続1か月以上休業したり、退職した労働者のいる事業所は7.6%ある。(H19年度労働者健康状況調査報告) 行政も事業所も、早急に対応策を強化し続ける必要がある。

私の現役時の学校職場も例外ではなかった。仕事の多忙化や過労、公私の悩みなどによる心の病気の人が増えてきていた。決して他人事ではなかった。職場の衛生講話でもメンタル対応の話をよくしてもらった。

フォーラムでは、4つの講演と2つの会社の事例発表が行われた。講演1「職場のメンタルヘルス対策」では、最近よく耳にし、急増している「新型うつ」の中身や対応についての話で勉強になった。労働者が健康で安全に働くには、職場環境改善や健康教育、疾病の予防対策が第一だが、疾病の早期発見・対応、休養して職場復帰する時の支援も重要になっているという内容だった。しかし現実には、会社が復職支援に理解もなく、退職を余儀なくされるという事例も多い。

2つの企業の労働安全活動の「先進的な」取り組みについての報告もあった。過労死・過労うつ・労働災害、病気になったら「使い捨て」という悲惨なことがなくなるように、行政もすべての事業所への具体的な指導、啓蒙活動を強めてほしい。今回の催しはそのひとつの取り組みとして意義はあると思った。

◆加納 博 (IHI元労働者)



フォーラムに今回初めて参加しました。3時間40分に及ぶ長時間の講演と発表会でした。

IHI 愛知工場の安全担当者の事例発表もあったので期待して参加したが、私の意に殆んどそぐわなく残念でした。会社の営業紹介と通り一辺の普通の安全運動で、どこでもやっていることばかりでした。

本来は4年前の爆発事故を教訓にして真剣な具体策をもとにとりくんでいる様子を報告して欲しかったです。爆発事故の真の原因であった排気装置の完備、使用の徹底については触れられていないのは、いまだに十分な反

省をしていないのだと思いました。

最近また重大災害があったことから、対策として現場のドック内作業ではタバコ、携帯電話の持込み禁止を実行しているようです。

大同特殊鋼の産業医斉藤さんの講演の内容は、日本の産業医の影が薄く、臨床専門医、大病院の医師、開業医より低く見られている実態の話がありました。外国ではそうでないと言われていました。私は日本の産業医はもっと自信をもって労働者のために企業にも行政にもはっきりモノが言えるようになれば、産業医の地位をもっと上げて行くことに繋がると思いました。

アスベストの労災認定・教員の長時間労働・民商の有所見の増加 一宮健康センター、総会開催！

10月28日、19時から総会が行われた。朝井理事長は病気で欠席、総勢10名、愛知健康センターから宮崎が参加し、情勢を報告。

三栄事務局長から活動報告があり、会計・監査報告がなされた。

アスベスト110番で電話相談をした人が、建交労のアドバイスにより労災が適応されたこと、愛教労の勤務時間実態調査により、月に200時間を超える教職員が多数いることが明らかになった。しかしその対策がすすんでいないこと、教職員のメンタルヘルス対策について、愛知県教育委員会から出された通達が職員に通知されないことなど、現場の問題点が出された。高校職場からも、メンタル疾患の増加が報告された。その背景には、生徒が置かれた家庭環境の悪化があり、教員が授業だけに集中できない実態がある。これらの問題を解決するためには、過去には、父母懇談会を開いて問題をアピールしたり、県議会への請願署名などかとりくまれた。しかし、現在の教育現場では、そのために時間と労力を注

いで組合活動をするこゝとさえ、できないぐらい忙しくなっているという深刻な話が出された。

民商からは健康診断を受けた人の8割に有所見がある。この数値はここ十年、毎年上がってきている。健診の結果が悪いことが予想されて、受診出来ない実態が報告された。

過労死家族の会からは、過労死を出した企業名を公表することを求めた裁判の判決が11月に出されること、11月18日には過労死防止基本法の制定を求めて、衆議院院内集会が予定され、過労死防止法制定を求めた運動が始まることが報告された。

11月23日に開かれる、過労死110番を一宮センターでも取り扱うことが決定された。役員は全員、留任となった。労働安全衛生の運動の後継者を育てると共に、更に幅広い人々との共同をどのように進めるのかについても白熱した議論が交わされた総会でした。

(文責:宮崎 脩一)

保健所利用ガイドをお届けします。

働く人の定期健康診断実施状況は厚生労働省の調査によると「一般社員は93.4%、契約社員は82.1%、パートタイム労働者は49.2%、その他38.0%」であり、少なからずの労働者が検診を受けていません。愛知健康センターは地域から働く人の健康管理が把握できないかと保健所の労働組合と懇談をしようという企画の中で「リーフレット」を手に入れました。

河村市長は市内16の保健所を他都市並みに一つにしたいと攻勢を掛けています。40人を越える専門職が休日を返上し、仕事を終えた後集まり、保健所が行政区毎に存在することの大切さを広く市民に知らせる「リーフレット」を完成させました。多くの皆さまに活用して頂き市民の保健所を充実させたいと願います。

(名古屋市職労衛生支部の呼びかけ抜粋)

交通局の隠ぺい体質といきすぎた成績主義 ものが言えない労務管理

市バス山田明さんを支援する会総会で高須代表が指摘

10月14日労働会館で「市バス山田明さんの公務災害認定を支援する会」第3回総会が開かれました。冒頭にCBCテレビ「報道特集」（8日土曜日放映）市バス運転士の自殺のDVDを上映。参加者は異口同音に「こんなひどいことがまかり通るのか」と驚きの声でした。

高須代表は、最近交通局の「事故隠し」が報道されているが、支援する会はこれらの報道には一切関わっていない。しかし、交通局の威圧的な指導、成績第一主義、隠蔽体質は根強く山田さんの事件も根っこは同じ。と厳しく交通局の姿勢を批判しました。

その上で交通局に今必要なことは、罰則の強化や威圧的な指導、成績のみを求めることでなく、のびのびと働ける職場に方向を変えることだ。山田さんの死を公務災害として認めさせることはその一歩となる。

「報道特集」のDVDを多く広め事件を知ってもらい審査会への署名活動を強めていこうと挨拶しました。

連帯あいさつを11月25日判決予定の刈谷市美術館職員の倉田さん（高裁）、地裁で勝訴したが控訴された豊川市教員鳥居さん、

全国放送だったので、北海道の健康センターの仲間が「テレビ見たよ」。赤旗祭りの署名コーナーでは「見た、見た。ひどいなー」と多くの人が進んで署名していただきました。山田さんの自死から遺族・弁護士の取り組みを密着取材。乗客転倒時の運転士は冤罪とわかった後の交通局との交渉も取材。ぜひ多くの方に見ていただいて署名を広げてください。



12月14日判決のソフトバンク小出さんからそれぞれ頂きました。

水野弁護士からこれまでの経過と今後の取り組み、三浦事務局長から支援する会の経過と今後の方針、藤井会計から会計報告、新役員の承認を提案し論議に入りました。

「冤罪であれば改めて両親に謝罪すべきだ。」「銀行職場も保守的で隠蔽風土があり、交通局もよく似ている。答えをはぐらかす姿勢はまったく同じだ。」「事故隠し問題で交通局も動揺している。労組の対応はどうか。」「総会に初めて出席した。ビデオを見てショックを受けた。」など、交通局OB以外からも多くの意見をいただきました。三浦事務局長は現在の交通局の姿勢として、「あらゆる表彰制度を廃止・中止している」と、その混乱状況を報告しました。

総会は議事と総会アピールを全会一致で承認し、遺族お父さんは「交通局の対応は人権問題だ」と厳しく批判、公務災害の認定実現にがんばることが表明されました。当日はマスコミの関心も高く4社の取材があり、総会参加者は37人でした。

（文責：吉川正春）

刈谷市職員
倉田過労死
公務災害認定裁判

いよいよ名古屋高裁で判決！

11月25日(金)13:00 大法廷にて

刈谷市美術館職員であった倉田康弘さんが、過重な業務により亡くなったのは、13年前のことです。妻・利奈さんは、夫・康弘さんの公務災害認定を求めて13年間も闘ってきました。

1998年4月、刈谷市は機構改革と称し人員削減を断行しました。この機構改革により美術館の職員は減員され、その上異動してきた上司2名は、美術館勤務は未経験でした。その結果仕事がわかる事務職員は、倉田さん一人となったのです。その結果勤務状況は激変し、長時間に及ぶ時間外勤務、早朝出勤、自宅持ち帰り残業など必死の努力で業務を遂行。機構改革が断行された年の12月末力尽きて亡くなりました。

公務災害補償基金愛知県支部へ公務災害申請しましたが、認められず審査請求・再審査請求しましたが、いずれも公務災害とは認められませんでした。

納得がいかない妻・利奈さんは、やむを得ず名古屋地裁へ提訴。しかし、2010年4月21日、名古屋地裁は事実を正確に把握することのない事実誤認の不当な判決を下しました。原告の利奈さんは、名古屋高裁へ提訴。13年に及ぶ、辛酸をなめさせられた闘いに終止符が打たれる判決が間近です。大法廷を満席にして勝利判決を勝ち取りたいと思います。ご支援をお願い致します。

判決後、報告会を桜華会館二階で行います。
(文責：鈴木利住)

ソフトバンク
労災認定
小出裁判

勝利めざし要請署名集約中

12月14日(水)13:10名古屋地裁判決

ソフトバンク・小出堯(たかし)さんが過労自死された事件の労災認定を求めた裁判の判決が、12月14日(水)13:10より名古屋地裁で言い渡されます。

小出堯さんは、2002年12月、障がい認定4級で足の不自由にもかかわらず、通勤時間が片道2時間も要する、全く未経験な物流部門への配転が強行されました。「とても一人でやれる仕事ではない。厳しい！会社は何も聞いてくれない!!」と毎日苦しみながら、配転先にたった5日間勤務し、56歳で自死しました。

会社の対応に納得できない遺族は、2003年7月名古屋地裁へ会社を相手に損害賠償を求めて提訴。2007年1月、名古屋地裁は

不当にも原告の訴えを棄却する判決。2007年2月、名古屋高裁へ控訴。高裁では、精神科医と開局当時の元同僚の証人尋問を認め、闘いは有利にすすめられ、損害賠償事件は、2009年6月に勝利和解していました。

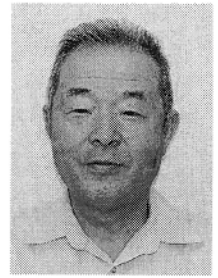
今回の名古屋地裁判決は、2009年11月に、ご遺族が起こした小出さんの労災認定を求める提訴に対して、名古屋地裁がどのような判断をするのか注目されています。

2年に及ぶ労災認定を求める闘いの判決は間近です。お手元の要請署名は、11月末が集約です。勝利判決をめざして、ご協力をお願いします。

判決後、報告会を弁護士会館で行います。
(文責：鈴木利住)

スウェーデンと 日本の違いを考える

事務局 大家 信義



10月13日、健康センター事務局・宮崎脩一さんの「スウェーデンを旅して」という報告と学習のつどいに参加しました。

これは、年金者大学の講座のひとつで、2010年11月5日から12日間の「スウェーデンの労働安全衛生を学ぶ旅」を整理し話されたものです。

スウェーデンの人口は約940万人、面積は日本の1.2倍、年間労働時間はおよそ1500時間です。年間の有給休暇は最低35日間、完全に消化されます。

日本の労働者は年間2000時間は働かせられ、サービス残業もあります。年間の有給休暇は20日間ありますが、その消化は半分です。

働くことは本来喜びのはずです。働くことで家族の生活が成り立ち、技術や経験が身につくことで、仕事仲間や会社、ひいては社会に貢献できます。

スウェーデンの長距離運輸労働者には9時間の睡眠が事業者には義務づけられています。ドライバーの心身が健康であってこそ事故は起きにくく、貨物が正確に相手に届く。物流の順調さは経済全般にもプラスになる、と考えます。

日本の運輸労働者は悲惨な状況です。タクシードライバーは車がだぶつき、お客の取り合いとおそろべき低賃金です。長距離トラック運転手は、車内でわずかな仮眠をとるだけで長時間ハンドルを握り続けます。トヨタの「ジャストインタイム」方式は工場周辺の交通渋滞を日常化し、ドライバーの神経をすり減らしています。

スウェーデンは交通事故の少なさでは世界のトップクラス。出会い頭の事故を防ぐ

「ラウンドアバウト」とよばれるロータリー式交差点。信号は「青・黄・赤・黄」の繰り返しで、青の前に黄が入ることで運転手に余裕をもたせます。

日本の車の信号は「高く遠く」だが、スウェーデンは「低く近く」で横断歩道の手前に車用信号があるので、横断歩道の上に車が停車することはない。

他にも、住宅街の速度制限は30キロ、居眠り防止の路面突起、昼間もヘッドライトの点灯義務もある。なによりも、日本のように効果や成果をせつつかれることが少ないので人や車の流れもゆったりしている。

スウェーデンはオンブズマン発祥の地である。オンブズマンは行政当局から独立し、市民の権利を守る代理人である。給与も国から支払われる。100年の歴史があり、機能・権限も多岐にわたる。国会、公正取引、男女機会均等、人種差別禁止、子どもの権利保障、マスコミ監視などの分野があり市民からの苦情の解決にあたる。他に、裁判所、警察、病院、公立の老人ホームなどを抜き打ち検査することもできる。

スウェーデンが優先して大事にするのは「国民のいのちと健康」である。日本は「いのちと健康」よりもアメリカとか、経済が大事にされていないだろうか。



「港湾における放射能汚染問題」

全港湾・名古屋支部書記次長 野口 順(愛知健康センター理事)



私の働く港湾における「放射線汚染問題」についての取り組みを紹介します。

2011年6月29日、福島原発の事故にともなう放射線汚染問題として、川崎港で輸出中古車から62 μ Svの数値が検出されました。これは、国交省が輸出コンテナ貨物について洗浄措置のガイドラインとして設定した5 μ Svの12倍超の危険な数値であります。日本国は放射線に関する安全基準が甘く、国際的な信用を失い日本から輸出ができなくなることが危惧されます。

このような、問題をうけて港湾労使は、自主的に「暫定確認書」を締結し、港湾労働者の自己防衛を図り、瞬間被爆と第二のアスベスト問題にならない様、二次被害にともなう健康被害を防止する備えとルールを確立しました。

名古屋港は中古自動車の取り扱いが内航・外航あわせて月間約2万台、日本一の扱い量であることがわかり今年8月18日から、放射線測定人員の確保と測定器不足のなかで、一日平均1500台の中古車測定を港湾検査機関が献身的に全量測定を行っています。

現在、港湾で働く労働者の命と健康にかかわる長期的な問題であり、ただちに対応しなければならぬ緊急事態と捉え、名古屋港関係労組は港湾管理者及び中部運輸局・整備局など関係行政へ放射能問題の緊急申し入れを

行いました。

日本の港全体が汚染港のレッテルを貼られないために、健康被害を早期に防ぐこと、安心安全な荷役・検査体制の確立、費用補填の問題、風評被害で仕事を逃がさない対策などを申し入れ、港湾労使の共通認識として確認しています。

動きのわるい地方行政へ先ずは現場視察に来るよう要請し対策を迫っています。

また、安全衛生専門家委員としての役割を発揮して、愛知県における放射能問題に特化した提言をかさねて港湾労働者救済に努めていきたいと考えます。

放射能関連では、食品等は安全な基準を示しているのに、中古車等の明確な安全基準数値をだすと全てに波及するからだせない、経産省の問題であると、責任の所在を逃れる発言をして曖昧な態度を崩さないのが、必要があれば上部連合会からの本省への追求と行動を展開し、政府の安全宣言を引き出すことで、全国の仲間をまもる取り組みも検討されています。

労働者の目線で労安活動を行うことを再確認し、今後付いてまわる放射線問題に努めていく所存であります。健康センターに関係する皆様のご指導と注目をいただきたいと思います。

お知らせ

11月23日(祝) 過労死・過労自死 電話相談110番

①場 所：愛知センター事務所

時 間：10時～16時

Tel:052-883-6966 Fax:052-883-6983

②場 所：西三河働く人のくらし・健康ネットワーク(安城地区労事務所)

時 間：10時～19時

Tel:0566-98-6911

③場 所：一宮地域働くもののいのちと健康を守るセンター事務所

時 間：11時～14時

Tel:0586-23-6671

大阪地裁で原告勝訴の判決

全国過労死家族の会、代表寺西笑子さんが労働局が、過労死を発生させた企業名の公表しないのは不当だと大阪労働局を訴えた裁判で、11月10日大阪地裁は「不開示は不当」の判決をだしました。愛知過労死家族の代表鈴木美穂さんも駆けつけ、現地でともに勝訴を喜びました。

日) 2011. 11. 10 中 三 乗 昇

社員過労死で労災認定

企業名開示命じる

大阪地裁

過労死などで社員が
労災認定を受けた企業
名を情報公開しないと
した大阪労働局の決定
の適否が争われた訴訟
の判決で大阪地裁は十
日、「公開しても社員
のプライバシーや、企
業の信用を傷つける恐
れはなく、不開示は違
法」と判断し、労働局
の決定を取り消した。
原告側弁護士による
と、企業名の情報開示
を認めた判決は初めて
で、「企業側が社会的
監視にさらされること
で、過労死をなくす努
力をより強く求められ
るようになる」と評価
している。
田中健治裁判長は判
決理由で「社員の病名、
職種など、労働局が公
開して一般人が入手で
きる情報と企業名を照
合しても、特定の個人
を識別することは不可
能だ」としてプライバ
シー侵害の可能性を否
定した。さらに「情報
公開でただちに取引先
の信用を失うなど、適
正な企業活動に支障が
生じるおそれは認めら
れない」と判断した。
労働局側は「労災を
発生させたことを広く
知られるのを恐れた企
業側が、就労実態調査
に協力的でなくなる」
と主張したが田中裁判
長は「一般的には想定
できない」と退けた。
判決によると原告の
市民団体代表寺西笑子
さん(63)＝京都市伏見
区＝は二〇〇九年三
月、〇二年四月以降に
大阪労働局管内で脑梗
塞やくも膜下出血、心
筋梗塞などで労災補償
をした事例の記録につ
いて企業名などを開示
するよう求めたが、労
働局は〇九年四月、企
業名を不開示とした。

ワンコイン(500円)会員の募集

第21期総会方針で、愛知健康センターの会員拡大に取り組みます。その際、従前の会員募集要項とは別に非正規・派遣労働者などを対象にしたワンコイン会員(年会費＝500円)を募ることを決定しました。ニュースの配布は「親」会員(年会費＝4,000円)が手渡しで行うこととします。

Kさん(個人会員)が、同じ業界の友人3人をワンコイン会員に登録しました。

Yさん(個人会員)が、近所の知人6人をワンコイン会員に誘いました。

Sさん(個人会員)が、解雇撤回の裁判中の原告をワンコイン会員としました。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順不同)

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

小池裁判—最高裁で確定

(障がい者マツヤデンキ過労死労災認定訴訟)

11月26日(土)午後2時より勝利報告集会を労働会館本館で。

堀裁判—最高裁

(豊川市職員過労自死の公災認定を求める)

小池さんに続けと、最高裁へ「上告を受理するな」の署名を広げて提出しています。

倉田裁判—高裁

(刈谷市職員過労死の公災認定を求める訴訟)

判決は11月25日(金)13時20分高裁大法廷です。判決後、桜華会館で報告集会を行います。

鳥居裁判—地裁

(部活動中に倒れ、公災認定を求める)

高裁での勝利へがんばります、11月12・13日、地元石巻中学校区で全戸署名を行います。次回は11月29日(火)午前10時30分です。

小出裁判—地裁

(ソフトバンク過労自死労災認定訴訟)

引き続き要請署名を取り組んでいます。判決は12月14日(水)。判決後、弁護士会館で報告会を行います。

田中裁判—地裁

(ジェイテクト労働者うつ病解雇撤回訴訟)

10月5日最終和解。(内容は本文参照)

Hさんのパワハラ自死事件—地裁

(社長の暴力含むいじめで自死。労災認定訴訟)

ほうろう会社下請け企業、社長のパワハラのなかで自死。12月16日(金)10時より進行協議です。

吉田裁判—地裁

(アイシン労働者腱鞘炎で労災、私傷病解雇)

労災認定訴訟は12月13日(火)13時10分から行われます。地位保全を求めた仮処分は取り下げ

市バス運転士山田事件—基金支部

(パワハラで自死、基金支部審査会に審査請求中)

10月8日CBCテレビ「報道特集」で市バス山田さんの事件が全国報道されました。10月14日、「支援する会」第3回総会を開きました。基金支部審査会あての要請署名を取り組んでいます

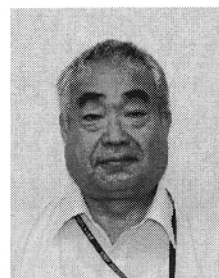
和多谷過労死事件—労働保険審査官

(乃村工芸 出向単身赴任先で死亡 労災申請)

当時同僚だった人の聞き取りを行っています。労働保険審査官宛の要請署名を取り組んでいます。

エッセイ

我が家の屋根に ソーラー パネル



愛知健康センター 事務局長 鈴木 明男

地震を防ぐことはできないが、放射能を出さないことはできる。

3月11日東日本を襲った大地震はM9だった。その時点で既に東京電力福島第一原子力発電所は壊滅的な被害を受けていた。そのあと津波が押し寄せてきたという。

あの日から既に半年以上過ぎたのにメディアが福島原発を取上げない日はない。高濃度の放射能が散らばっていて住むことさえできない不安の中で故郷を追われた人々、もとの暮らしに戻れない人々。まだ、収束の兆しささえ見えない。

この6月、愛知健康センターは中部電力浜岡原発と若狭湾に林立する原発を訪れそれぞれ地元の皆さんと交流をした。その中でいろいろ学ぶことができた。もしも若狭で原発事故が起きれば京都も名古屋も人の住めない街になる。浜岡で原発事故が起きれば豊橋から東京へと放射能の高濃度汚染地域となるだろう。

震源域は東日本だけではない。

電化された生活での停電は想定外

いまの暮らしは電気抜きでは考えられない。台所も居間もトイレも電化されている。そのため原発は欠かせないという意識を植付けられてきた。しかし東日本大震災を機に「原発廃止！自然エネルギーへ転換」の声が急上昇している。その影響を受けて、我が家も屋根に6.5kwのパネルを設置、太陽の恵みを受け入れる工事を行った。

国と名古屋市は太陽光発電を勧めている

太陽光発電の設備費はkWhあたりおよそ50万円と高額である。しかも夜間や雨降りは発電できない、蓄電など問題は多いが国はkWあたり4.8万円の助成金を出している。国が出すと言うのだが実は電気料金の中に「太陽光発電促進付加金」の項目で記載されていて毎月電気料金として既に支払ったものを取り戻すものだ。また、自治体によって助成金を出すところもある。ちなみに名古屋市は国と同じ条件で今年度1,734戸を助成し、予算に達したので締切った。

「減価償却」は10年か

いま中部電力からkWhあたりおよそ25円で買い、家庭の太陽光発電で余った電力は中電へkWhあたり42円で売電する。契約は10年間。(平成23年度)

パネルの寿命は約30年。但しパワーコンディショナーは10年程度で更新が必要。

今から30年、私の寿命には限りがある。生まれたばかりの孫たちに「原発ノー！」と「安全な自然エネルギー」への想いを託す。



進むソーラーパネルの設置工事(2011.10.28)

事務局 日 誌

9月1日	木	「小池裁判最高裁判決を受けて」(勝利の意義と今後の展望を語る座談会、8名出席)	10月1日	土	アスベスト重工産労の電話相談110番(鈴木ア)
9月3日	土	アスベストシンポジウム(東京、土田)	10月2日	日	アスベスト重工産労の電話相談110番(鈴木ア)
9月4日	日	小池裁判勝利報告集会(豊橋、鈴木ア・近森・宮崎・吉川)	10月3日	月	事務局会議(7名出席)
9月5日	月	倉田高裁結審(鈴木ア・鈴木ミ・鈴木ト・近森・宮崎・荒木・大家・吉川)			藤井さん来訪(市バス山田会計処理、吉川)
9月6日	火	ニュース編集			西三河ネット世話人会議(安城、鈴木ア・近森)
		小出弁護士会議(宮崎)	10月4日	火	吉田裁判(名古屋地裁、鈴木ア・近森)
9月7日	水	中島氏・判氏来訪、 田巻弁護士来訪(南部法律ニュース持参)			倉田事務局会議(刈谷、吉川)
9月8日	木	SUさん過労死相談・来訪(鈴木ミ・鈴木ア・近森)	10月5日	水	SAさん、労災職業病研成田さん来所アスベスト相談
9月9日	金	ジエ行外田中裁判和解協議(鈴木ア・近森)			SUさん来所相談過労死(鈴木ア・近森)
		アスベスト連絡会(鈴木ア・近森・宮崎・大家)	10月7日	金	なくせじん肺キャラバン(荒木・鈴木ア・吉川)
9月12日	月	IKさん電話相談			木村さんご苦勞さん会(鈴木ミ・鈴木ア・近森)
		判例研究会(鈴木ア・鈴木ミ・鈴木ト・宮崎・吉川)			小出さん来訪
9月13日	火	フィリッピントヨタ労組を支援する会事務局会議	10月8日	土	原発学習会(東館ホール、大家・宮崎・吉川)
9月14日	水	宇田川学校アスベスト裁判支援の会結成((鈴木ア)			市バス山田事件CBC「報道特集」で全国放映
		SEさん相談・来訪(兄と)(鈴木ア・鈴木ミ・宮崎・大家・吉川)	10月11日	火	過労死を考える家族の会ニュース発送
9月15日	木	鳥居支援する会事務局会議 豊橋(荒木)			市バス山田さん事務局会議(宮崎・吉川)
		金丸さん来訪			岡本さん来訪(金融ユニオン20周年集会の案内)
9月17日	土	IKさん相談・来訪(鈴木ミ・宮崎・大家)	10月12日	水	TAさん来訪(夫同伴、けいわん打ち切り相談)
		TAさん電話相談・来所予約			ユニオン山田さん来訪
9月20日	火	事務局会議、台風のため延期			全家族の会ニュース発送(鈴木ア・鈴木ミ・大家・宮崎)
9月21日	水	全国センター理事会(台風のため欠席)			市バス山田総会市政記者クラブへ案内
9月22日	木	SEさん相談・来訪(鈴木ミ・宮崎・吉川)	10月13日	木	スウェーデン報告(北区役所、宮崎講師・大家・吉川)
		国枝さん他1名来訪 全厚生不当解雇の訴え			ニチアス・アスベスト裁判(岐阜地裁、鈴木ア)
9月24日	土	争議団例会(大家)			アイシン吉田弁護士会議(鈴木ア・近森)
		事務局会議(6名出席、第2次会議3名出席)			鳥居支援する会事務局会議(豊橋 荒木)
9月26日	月	食農健会議	10月14日	金	山田顧問、来所懇談(鈴木ア・宮崎・大家・吉川)
		市バス山田事務局会議(宮崎・吉川)			年金者一揆(若宮公園、320人参加)
9月27日	火	名古屋駅前共同宣伝(鈴木ア・近森・吉川)			医労連から記念誌「50年の歩み」届く
9月28日	水	堀弁護士会議(南部法律、宮崎・吉川)	10月15日	土	市バス山田さん支援する会第4回総会(36名参加)(鈴木ア・鈴木ミ・鈴木ト・宮崎・大家・吉川)
		鳥居裁判(高裁、鈴木ア・鈴木ミ・宮崎・大家・荒木・吉川)			東海労働弁護士総会(栄ガスビル、宮崎)
9月29日	木	木村さん退職(住軽金前、鈴木ア・鈴木ミ・大家・宮崎)			労問研総会(本館会議室 近森・鈴木ア)
		小池事務局会議(鈴木ア・大家)	10月16日	日	国民救援会愛知県本部総会(労働会館、大家)
9月30日	金	過労死弁護士総会(東京、鈴木ミ)	10月17日	月	電話相談(詐欺、生活苦)
			10月17日	月	事務局会議(9名出席 木村さん加わる)
			10月18日	火	裁判交流集会実行委員会(東京 吉川)
			10月18日	火	HRさん進行協議(名古屋地裁 今枝・近森・鈴木ア)
					地方センター会議(東京 吉川)
			10月19日	水	SAさん住軽金へアスベスト死で申し入れ(鈴木ア・木村)
					食農健会議
			10月20日	木	SEさん労災相談(共同法律、鈴木ミ・吉川・内野)
			10月21日	金	産業保険フォーラム(中区役所鈴木ア・近森・荒木・木村・吉川)
			10月22日	土	金融ユニオン20周年(労働会館鈴木ア・近森・大家)
			10月25日	火	全国センター田村副理事長来所懇談
					「愛知健康センター」ホームページ更新
			10月26日	水	理事若月さん来所
			10月28日	金	一宮センター総会(宮崎・鈴木ミ)
			10月28日	金	三栄さんから資料要請(労安法改正うつ病対策)
			10月31日	月	事務局会議(11名出席、加納さん参加)
					小池事務局会議(労働会館 鈴木ア・鈴木ト・大家)

理事さんの交代がありました

- ① 愛教労＝松本邦俊さんから布目嘉治さんへ
- ② 医労連＝森本則道さんから幸島元彦さんへ

新事務局員の紹介

- ① 加納 博さん＝造船重機連絡会IH愛知会員
- ② 木村政利さん＝住友軽金属を9月末に定年退職

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
11月1日(火)	Sさん打合せ	16:30 共同法律
3日(祝)	憲法9条集会	13:00 公会堂
5日(土)	高木理事長と21期を語る会	14:00 事務所
6日(日)	赤旗まつり署名行動	10:00～16:00 大高緑地
7日(月)	倉田さん弁護団会議	17:00 第一法律事務所
8日(火)	Sさん審査請求	10:00 共同法律
	塩川さん(保健師)と懇談会	18:30 事務所
10日(木)	豊川市職員・堀弁護団会議	10:00 南部法律事務所
	寺西裁判大阪地裁判決	13:30 大阪地裁
	第1回理事会	18:30 2階会議室
14日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	市バス・山田さん支援する会事務局会議	18:00 事務所
15日(火)	倉田事務局会議	19:00 刈谷民商
16日(水)	栄総行動	
16～17日	全国センター理事会(吉川)	東京
18日(金)	障がい者・伊藤さん損害賠償裁判(証人尋問)	10:30 名古屋地裁
	過労死防止法制定に向けた院内集会Ⅱ・厚労省交渉	東京
19日(土)	全国過労死を考える家族の会総会	東京
21日(月)	小池さん事務局会議	14:00 事務所
23日(祝)	過労死電話相談110番	10:00～16:00 事務所
25日(金)	刈谷市職員・倉田裁判(公務災害認定)判決	13:00 名古屋高裁大法廷
26日(土)	愛知争議団総会	9:00 2階会議室
	裁判交流実行委員会	10:00 東京
	小池裁判勝利報告集会	14:00 2階会議室
27日(日)	障がい者三裁判(伊藤・梅尾・小池公夫)交流会	13:30 北区役所7F会議室
28日(月)	事務局会議	10:00 事務所
29日(火)	石巻中学鳥居裁判(公務災害認定)	10:30 名古屋高裁1003法廷
30日(水)	判例研究会(倉田判決・過労死防止法制定について)	18:30 水野法律事務所
12月2日(金)	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00 労働会館小会議室
5日(月)	西三河働く人の暮らしと健康ネットワーク世話人会	18:00 安城地区労
9日(金)	全国センター総会	11:00 東京
	岐阜ニチアスアスベスト裁判	13:00 岐阜地裁
12日(月)	事務局会議	14:00 事務所
13日(火)	アイシン機工・吉田裁判(労災認定)	13:10 名古屋地裁
14日(水)	ソフトバンク小出裁判(労災認定)地裁判決	13:10 名古屋地裁
17日(土)	ジェイテクト田中裁判解決報告集会	14:00 労働会館2階会議室
	単一協議会結成45周年記念レセプション	17:00 労働会館ホール
23日(金)～ 24日(土)	名古屋過労死を考える家族の会との交流会	エキシブ蓼科
26日(月)	事務局会議・大掃除	10:00 事務所